

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第11条第1項に基づく犯罪被害者等給付金の支給等の裁定に係る審査基準の一部改正について

見出しのことについては、パブリック・コメント手続を実施せずに一部改正したので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、下記の事項を公表します。

## 記

### 1 改正の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）」の一部施行等に伴い、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第13号）」が制定され、これを踏まえ、警察庁が定める「犯罪被害給付制度事務処理要領」及び給付金裁定に係る警察庁の審査基準モデルも改正されたため、本県における審査基準の改正を行ったもの。

#### 【改正の概要】

給付金の申請時の添付書類の一つに

「保険者が発行する被保険者証等」

と例示していたものを

「犯罪被害者が自己負担した医療費に係る領収証等」

に改めた。

### 2 パブリック・コメントを実施しなかった理由について

今回改正した審査基準は、警察庁が示す事務処理要領及び審査基準モデル改正に基づくもので全国一律の取扱いが求められ、県に裁量の余地はないことから、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等と認めるもの）に該当するため、パブリック・コメント手続を実施しませんでした。

### 3 改正年月日

令和7年1月24日

#### 【問い合わせ先】

熊本県警察本部広報県民課

電話 096-381-0110（内線：2194）